

京都市告示515号

平成18年3月24日京都市告示第541号（京都市収納代理金融機関の指定）の一部を平成24年4月1日から次のように改めます。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

「中央三井信託三井信託銀行株式会社、住友信託銀行株式会社」を「三井住友信託銀行株式会社」に変更します。

「納入場所は、近畿2府4県内」を、「近畿2府4県の区域外」に、「限る」を「あつては、会計管理者が定める払込取扱票を使用する場合に限り、公金を収納することができる」に変更します。

(会計室)